



第5期西興部村総合計画

ダイジェスト版

| | |
|---|---|
| 夢 | |
| に | 、 |
| し | お |
| お | こ |
| こ | す |
| っ | 村 |
| ぺ | |



Nishiokoppe Village



2022
令和4年度
▼
2031
令和13年度



西興部村長

菊池 博

このたび、令和4年度から令和13年度までを計画期間とし、むらづくりの基本理念と10年後の「むらのありたい姿」を定めた「第5期西興部村総合計画 ～夢、おこす村 にしおこっぺ～」を策定いたしました。

これまで本村は、昭和59年に策定した第1期西興部村総合計画の策定以降、村の最上位計画として4期にわたる計画を策定し、地域の持続的な存続や発展に向け、人口減少対策をはじめ、産業の振興、福祉や教育の充実、雇用の場の創出や人材の確保、インフラ基盤整備、景観形成など、あらゆる分野にわたり、多くの難題に取り組んでまいりました。

その一方、昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の事態への対応を迫られ、安全・安心の生活環境を確保するため、村民の皆様のご理解とご協力のもと、感染防止対策に注力してまいりましたが、これまでと生活様式は一変し、これからはウィズコロナ・アフターコロナを踏まえたむらづくりを進めていかなければなりません。

さらに、急速に発展し高度化するデジタル技術の活用や世界共通の課題である脱炭素化に向けた取組など、目まぐるしく変化する社会情勢にも対応していく必要があります。

本計画は、第4期計画の考え方や取組方針を基本としつつ、これからの10年間、むらづくりを進める上での様々な諸課題や社会情勢の変化に迅速かつ的確に対処するため、新たな基本理念を加えるとともに、時代の潮流であるSDGsの視座を取り入れた7項目の将来ビジョンを定め、総合目標を「令和13年度末で人口1,000人以上」といたしました。

また、本村は計画期間中の令和7年に開拓120年、開村100年の節目の年を迎えます。先人のたゆまぬ努力により村は発展し、現在私たちが住む村が築き上げられました。私たちが引き継いだこの村を、美しく住みよい活力ある村として未来に引き継いでいくために、村民の皆様とともに力を合わせてむらづくりに取り組んでまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、住民アンケート、中学生アンケート、団体アンケートへのご協力や貴重なご意見、ご提言をいただいた村民の皆様、議員各位のほか関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

西興部村の概要

西興部村民憲章（昭和61年6月26日制定）

わたくしたちは、秀峰ウエンシリ岳を望み、厳しい自然に耐えながら理想郷を求める西興部村民です。

わたくしたちは、たくましい先人の開拓精神をうけつぎ、郷土を愛し、うるおいと安らぎのある村づくりのために、この憲章を定めます。

- 1 元気で働き、豊かな村をつくります。
- 1 きまりを守り、住みよい村をつくります。
- 1 自然を生かし、美しい村をつくります。
- 1 互いに助け合い、幸せな村をつくります。
- 1 教養を深め、明るい村をつくります。

村名・村章・村の花と木

【村制施行（大正14年1月1日）】

村の名の由来「興部」とは、アイヌ語の「オウコッペ」より転訛したもので、「川尻の合流したところ」の意味があり、当時、興部川と藻興部川が川尻で合流してオホーツク海に注いでいたので名付けられました。

本村は、興部の西方に位置するので、西の字を冠したものです。

【村章制定（昭和42年12月20日）】

全体は、西興部の西を表し、中心の山形は、山村を象徴するとともに人文字を模し、人の和と人材の育成を念じながら大地に両脚をふまえ、村民が総力を結集して向上しようとするたくましさ表現しています。



【村の花・村の木制定（昭和61年6月26日）】

村の花 エゾムラサキツツジ



村の木 イチイ（おんこ）



➤ 1. 計画策定の趣旨

「第5期西興部村総合計画」は、時代の変化とその視点に立ち、これまでのむらづくりの成果と課題を踏まえ、村のさらなる発展のために、むらの将来ビジョンとその実現に向けた考え方・方策を示す新たな指針として策定するものです。

➤ 2. 計画の位置づけ

本計画は、西興部住民の生活と活動の規範である「村民憲章」を前提とし、西興部村における計画体系の最上位計画として位置づけます。

なお、策定にあたっては「西興部村議会の議決すべき事件に関する条例」第2条に基づき、議決すべき事件として令和4年第1回定例会において議決されたものです。

➤ 3. 計画の構成と計画期間

【基本構想】は、総合計画の計画期間10年間で終了する時点において実現したいむらの状態（将来ビジョン）を明らかにするとともに、それを達成するために必要な施策の大綱を示す指針です。

【基本計画】は、基本構想に掲げる将来ビジョンを実現するため、令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間とする「前期基本計画」及び令和9年度から令和13年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。なお、「後期基本計画」については、「前期基本計画」の最終年度である令和8年度に「前期基本計画」を見直して策定します。

【実施計画】は、基本計画に基づき、取り組むべき具体的な実施事業を明らかにするもので、計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

| 初年度 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 | 5年度目 | 6年度目 | 7年度目 | 8年度目 | 9年度目 | 10年度目 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R13 (2031) |

基本構想（10年間）

むらの将来ビジョン、むらづくりの方向性、施策の方向性など

前期基本計画（5年間）

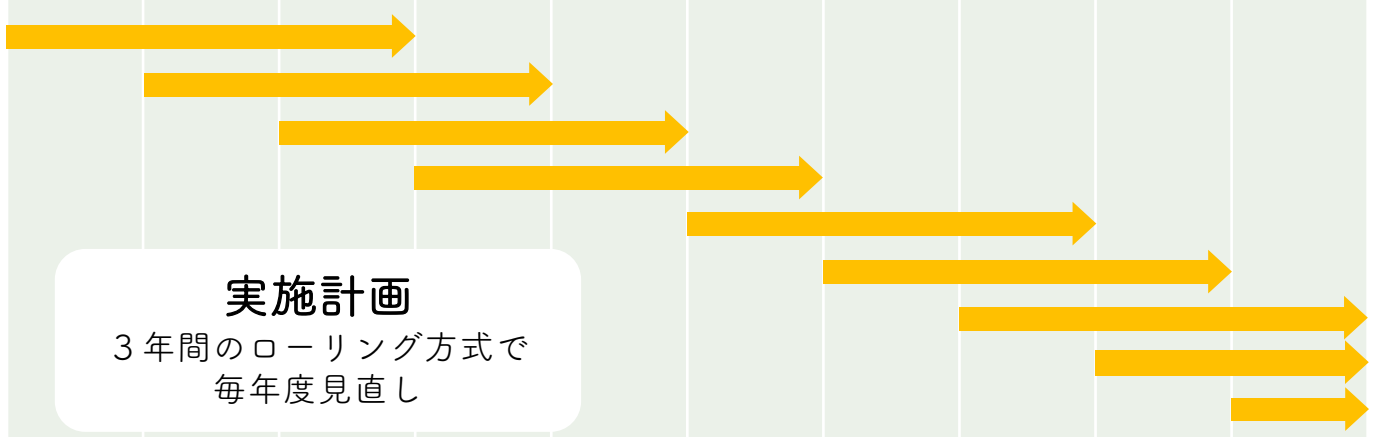
具体的な施策の方策など

後期基本計画（5年間）

具体的な施策の方策など

実施計画

3年間のローリング方式で
毎年度見直し



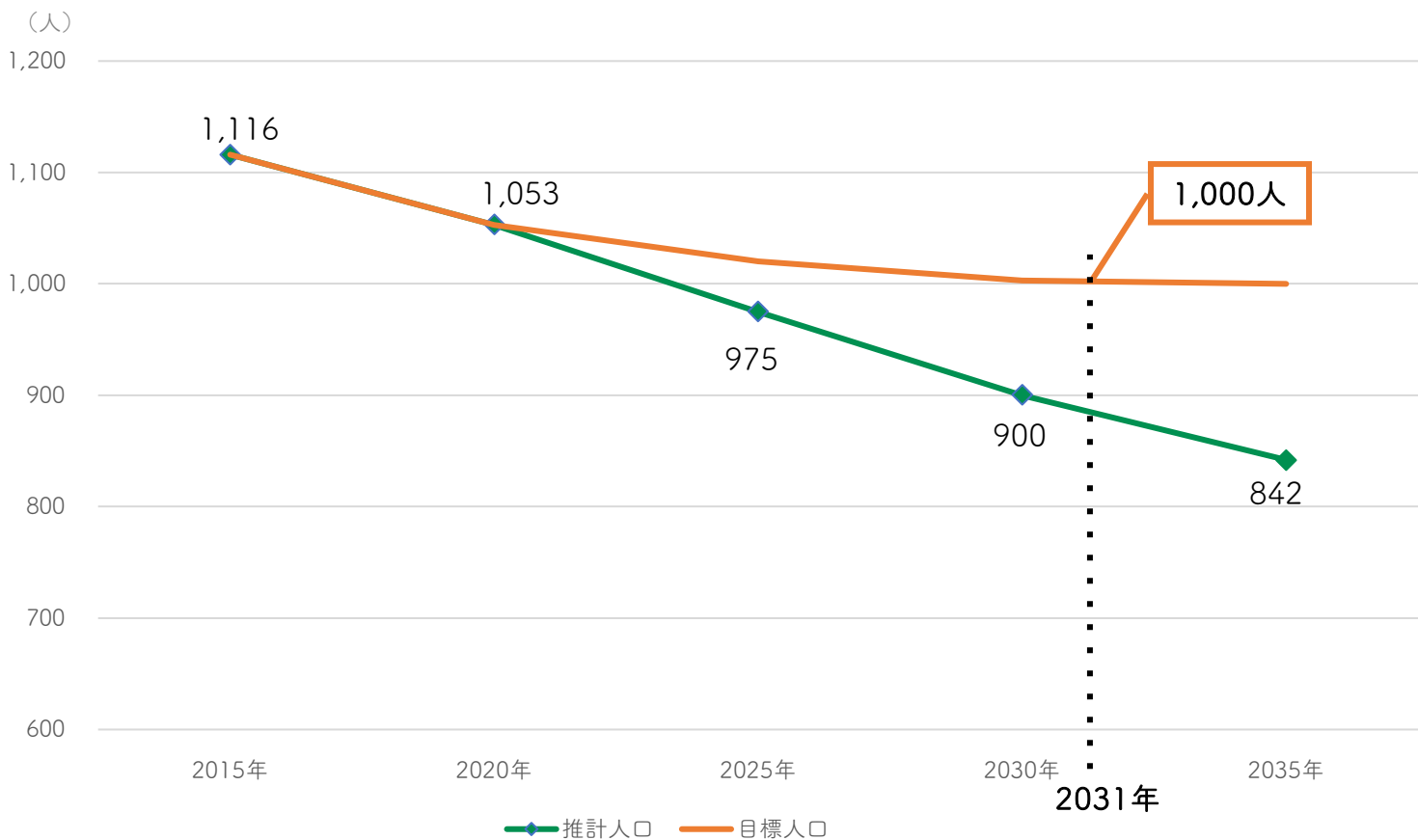
➤ 4. 将来の人口指標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計によると、村の人口は今後も緩やかな減少が続くことが予想されます。

本計画では、このような推計人口を踏まえた上で、村のさまざまな施策による効果を背景に人口減少が抑制されることを想定し、計画終了時の令和13年（2031年）には1,000人の人口を確保することを目標とします。

| | 国勢調査 | | 推計人口 | | | 目標人口 | |
|--------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------|
| | 平成27年 (2015年) | 令和2年 (2020年) | 令和7年 (2025年) | 令和12年 (2030年) | 令和17年 (2035年) | 令和13年 (2031年) | |
| 人口総数 | 1,116 | 1,053 | 975 | 900 | 842 | 1,000 | |
| 0～14歳 | 人口 | 119 | 104 | 100 | 85 | 79 | 100 |
| | 構成比 | 10.7% | 9.9% | 10.3% | 9.4% | 9.4% | 10.0% |
| 15～64歳 | 人口 | 630 | 576 | 538 | 485 | 457 | 550 |
| | 構成比 | 56.5% | 54.7% | 55.2% | 53.9% | 54.3% | 55.0% |
| 65歳以上 | 人口 | 367 | 373 | 337 | 330 | 306 | 350 |
| | 構成比 | 32.9% | 35.4% | 34.6% | 36.7% | 36.3% | 35.0% |

将来の人口指標



➤ むらをとりにまく社会情勢とSDGs

西興部村では人口減少と少子高齢化が進行していますが、この流れは日本全国で進んでいます。これに伴い、各地において、農林水産業を含めた地域の産業維持が課題となり、同時に交通機能や医療福祉機能、商業機能といった住民生活の維持についても課題が顕在化しています。

こうした状況に対し、2015年に国連の全ての加盟国が合意して定めた目標がSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）です。国、地域、企業、団体などあらゆる主体が、2030年を達成年限とし、17の目標に分類して課題を網羅的に確認し、よりよい未来のために統合的に解決に取り組むよう求められています。日本においても、所得格差や医療福祉サービスの不足、森や海など自然資源の劣化といった課題が見られるなかで、政府としてもSDGsの達成に向けて自治体や企業等が自ら取り組むよう推進しています。

西興部村においても、これまで既にSDGs達成に資する多くの取り組みを実施してきたところですが、これを機に改めて課題を確認し、政府の制度や支援を活用しながら積極的にSDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



➤ むらづくりの基本理念と総合目標

第4期西興部村総合計画においては、長期的・普遍的なむらづくりの根本的な考え方・方向性を示すものとして4つの基本理念が掲げられていました。

第5期西興部村総合計画では、これらを基本的に踏襲した上で、今後の長期的課題として明らかになっている人口減少や人材確保、産業維持を解決する視点を盛り込み、次の5つをむらづくりの基本理念として掲げます。

むらづくりの基本理念

- ・スモール・メリットを活かしたむらづくり
- ・あらゆる資源を活かし育てるむらづくり
- ・安全・安心に暮らせるむらづくり
- ・住民とのパートナーシップによるむらづくり
- ・若者がいきいきと働き、集まるむらづくり

総合目標

2031年度末で
人口1,000人以上

序論 ✨ 基本構想：将来ビジョンと分野別目標

将来ビジョンとは、第5期西興部村総合計画の計画期間が終了する10年後の到達目標として「むらがどのような状態になっていることを目指すのか」を示すものです。

全世界で持続可能な社会をめざす目標であるSDGsの視座を取り入れ、現状からの積み上げに限らない、むらのあるべき姿・ありたい姿を7項目で表現しています。

将来ビジョン（むらのありたい姿）分野別目標

分野別目標 1

誰もが住み慣れた場所で豊かに暮らせるむら

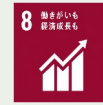
誰もが住み慣れた家や地域で豊かに暮らせるよう、買い物や移動などの生活機能の維持向上を実現します。



分野別目標 2

出産も子育ても介護も医療も安心できるむら

誰もが医療福祉のサービスを安心して享受できる環境を整え、子どもから高齢者まですべての人がむらの中で互いに支え合うむらづくりを実現します。



分野別目標 3

個に応じた特色ある教育を受けられるむら

全ての村民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に次代を担う子どもたちが、むらの歴史・文化を理解し、むらに誇りを抱きながらそれぞれの夢を目指して学ぶことのできる教育の仕組みを実現します。



分野別目標 4

新しい産業の創造と人材誘致の仕組みが整っているむら

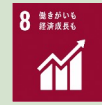
常に変化する経済環境に対応し、むらの新たな可能性を引き出していく産業の創造と人材誘致の仕組みを整え、新しい活力を生み出し続けるむらづくりを実現します。



分野別目標 5

農林業の生産加工基盤が安定しているむら

豊富な農林資源を活用しながら、産業を維持拡大させ、雇用や地域活力を維持増大させることが継続的にできるよう、生産加工基盤の強化を実現します。



分野別目標 6

美しい自然環境と生活環境が保たれているむら

むらを形成する自然は将来にわたる財産であることを認識し、豊富な自然環境において快適性を享受できる生活環境の形成を進め、自然環境と生活環境と村民の生活が調和した、美しく快適で安全なむらづくりを実現します。



分野別目標 7

住民と行政の協働が根付くむら

自律的で安定的かつ持続可能な行財政運営の下で、村民一人ひとりがむらの構成員としてそれぞれの役割を担いながら、主体的にむらづくりや地域活動に参加することにより、協働のむらづくりを実現します。





1-1

道路・河川・交通網の整備

➤ 施策の方針

1. 利用頻度や危険性など優先順位を考え、効果的な道路・河川の整備、予防保全型の維持管理を進めます。
2. 道路除排雪の体制を維持し、降雪・積雪による危険を回避し、快適な冬の暮らしの確保に努めます。
3. 高齢者や児童・生徒など交通弱者の村内移動手段を効率的に確保するとともに、村内外の往来手段確保に努めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 道路・河川の整備と維持管理
- (2) 道路除排雪体制
- (3) 地域交通の確保

➤ 村民ができること

- ◆ 身近な道路の草取りやゴミ拾いをしましょう。
- ◆ 道路や河川施設の異常を発見したときは管理者へ情報提供することで、重大事故を防ぎましょう。
- ◆ 除雪の支障となる路上駐車や道路に雪出しをしないようにしましょう。
- ◆ バスなどの公共交通機関を積極的に利用しましょう。



▲ 地域バス

1-2

住環境の整備

➤ 施策の方針

1. 公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者、子育て世帯、若者単身者など各世代の需要に応じた公営住宅提供を進めます。
2. 定住促進に向けた中古住宅等の流通・活用強化を進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 公営住宅等の整備充実
- (2) 民間住宅に対する支援

➤ 村民ができること

- ◆ 公営住宅での生活にあっては、入居者としてのモラルを持ち、入居条件を遵守しましょう。
- ◆ 利用見込みのない空き家は除却するよう努めましょう。

1-3

上・下水道の整備

➤ 施策の方針

1. 水道の安定的な供給とともに、水道施設の計画的な改修等を進めます。
2. 下水道施設の適正な維持管理を進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 水道の安定供給と水道施設の計画的な改修
- (2) 下水道施設の適正な維持管理

➤ 村民ができること

- ◆ 油や異物を流さないなど、水の保全や下水処理の意識を高めましょう。
- ◆ 下水道処理区域外では、合併浄化槽の設置に取り組みましょう。



1-4

情報化の推進

➤ 施策の方針

1. インターネットやデジタル技術を積極的に活用して行政サービスの充実を図るとともに、村民の利用促進を図ります。
2. インターネットを利活用した中継放送など時代に即したシステムの活用と活用方法の多様化に対応します。
3. 地上デジタル放送の継続と音声告知放送等、村有線放送設備の維持管理を継続実施し、村民への安定的なサービス提供を引き続き図っていきます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) デジタル技術の積極的な活用
- (2) 放送メディアの多様的対応

➤ 村民ができること

- ◆ スマートフォンやタブレット等の講習会に参加し操作を習得しましょう。
- ◆ SNSを活用し村内の名所・活動のPRや趣味趣向を共有しましょう。

1-5

消防・防災体制の充実

➤ 施策の方針

1. 消防防災体制や救急活動体制の充実と、住民とともに歩む消防行政の確立を図ります。
2. 災害に備えた危機管理意識の普及と体制の充実を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 消防・救急体制の充実
- (2) 防災対策の充実

➤ 村民ができること

- ◆ 防火・防災訓練や講習会に積極的に参加しましょう。
- ◆ 日頃から危険箇所や避難場所を確認し、非常時に備えましょう。
- ◆ 各家庭で、防災用品や非常食を常備しましょう。



1-6

交通安全・防犯の推進

➤ 施策の方針

1. 事故を未然に防ぐために、意識の啓発、指導の強化、啓発看板等の設置などを実施し交通安全対策を推進します。
2. 住民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪のない、被害に遭わないよう関係機関と連携した防犯体制の充実を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 交通安全対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

➤ 村民ができること

- ◆ 交通法規を遵守し、交通事故防止に努めましょう。
- ◆ 犯罪に遭わないよう普段からしっかり戸締まりをしましょう。
- ◆ 消費者トラブルに巻き込まれないよう正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 地域ぐるみで交通安全や防犯活動を行いましょう。
- ◆ 村で貸し出している自動電話録音装置を設置しましょう。



2-1

健康づくり・医療体制の充実

➤ 施策の方針

1. 生活習慣病やがんの早期発見のため、健（検）診の受診啓発の強化を図るとともに、重症化予防を推進します。
2. 村内医療の確保・充実を図り、きめ細かく、継続的な医療の展開を図ります。
3. 広域医療圏との連携・強化による救急医療体制の充実を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 健康づくり運動の推進
- (2) 村内医療の充実・確保
- (3) 広域連携による医療の充実

➤ 村民ができること

- ◆ 定期的に健康診断やがん検診を受診しましょう。
- ◆ 食生活の見直しや自らできる運動習慣を身につけ、健康づくりに努めましょう。
- ◆ 症状に応じた適正な医療の受診に努めましょう。



2-2

子育て環境の充実

➤ 施策の方針

1. 親と子の健診や訪問指導を行い、妊娠中からの母と子の健康づくりを充実させます。
2. 仕事と家庭を両立できる環境整備に努めます。
3. 子育て世代の不安解消や家族同士の交流促進を図ります。



▲ 子育て支援センター「里住夢」

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 親子の健康づくり
- (2) 子どもを産み育てやすい環境の整備
- (3) 子どもの笑顔を育む環境づくり

➤ 村民ができること

- ◆ 妊産婦や乳幼児の健康診査をきちんと受診しましょう。
- ◆ 事業所では育児休業の取得など子育て世代に配慮した雇用環境に努めましょう。
- ◆ 家庭での育児を大切にしましょう。
- ◆ 健康や育児に関する相談を利用し、育児不安の解消に努めましょう。
- ◆ 子育て家庭がお互いの交流を深めましょう。
- ◆ 児童虐待の疑いがある場合は、民生児童委員に連絡するなど、地域みんなで子育てを支援しましょう。



2-3

障がい者福祉の充実

➤ 施策の方針

1. 関係機関・団体との連携強化を図るとともに、自立支援サービスの充実を図ります。
2. 相互支援体制や活動の充実を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 障がい者福祉施設等の充実
- (2) 相互に支え合う地域社会の形成

➤ 村民ができること

- ◆ 障がいがあっても、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けましょう。
- ◆ 事業所は、雇用の確保など障がい者が安心して暮らし続けられるよう協力を努めましょう。
- ◆ 障がい者支援施設「清流の里」は障がい者福祉の核として、支援サービスの充実に努めましょう。
- ◆ 社会福祉協議会の体制強化を図り、誰もが元気で安心した生活を守りましょう。
- ◆ 相互支援活動や交流事業へ積極的に参加しましょう。

2-4

高齢者福祉の充実

➤ 施策の方針

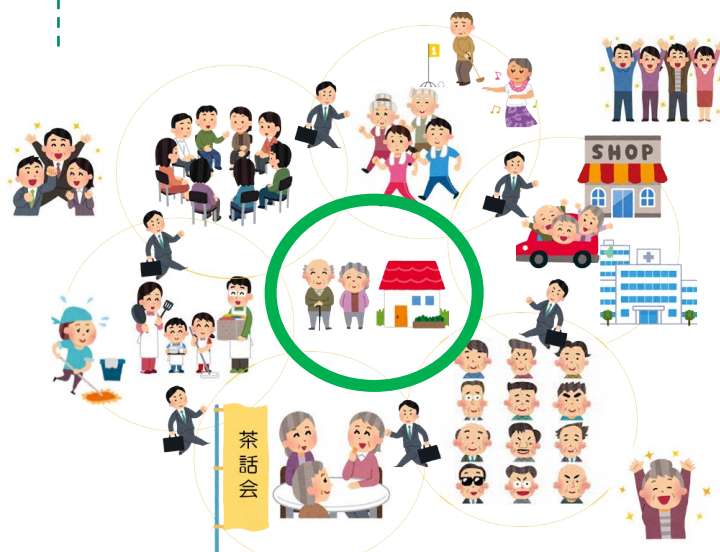
高齢者の生活を支える在宅生活支援の充実や各種在宅サービスを支える多様な担い手の確保・育成を図り、西興部村の地域に合わせた地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 高齢者福祉サービスの充実の維持
- (2) 高齢者の介護（生活）を支える人材の確保と育成
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- (4) 多様な（生活支援）サービスの創出
- (5) 地域づくりへの意識の醸成
- (6) 在宅福祉サービスの充実
- (7) 高齢者の生きがいづくり

➤ 村民ができること

- ◆ 自分の住む地域の将来についてみんなで一緒に考えましょう。
- ◆ 地域のためにできることを、できる範囲でやってみましょう。



3-1

学校教育の充実

➤ 施策の方針

児童生徒一人ひとりの可能性や能力を引き出すとともに、新しいICT技術や民間活力等を活用し、社会で生きる力、豊かな人間性、健やかな体、働く喜び、郷土に対する想いや誇りの育成を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 社会で生きる力の育成
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 働く喜びの育成
- (5) 郷土に対する想いや誇りの育成

➤ 村民ができること

- ◆ 子どもの生活習慣を培う家庭教育に取り組みましょう。
- ◆ 子どもの安全、安心に気を配りましょう。



▲ 図書室

3-2

生涯学習・スポーツの推進

➤ 施策の方針

1. 生涯学習の理念に基づき、多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、住民相互の学習活動を支援し、地域で豊かに暮らすための教育・学習環境を整備します。
2. 住民の健康づくりを支援し、地域の活力と交流を育むスポーツ・レクリエーション活動の普及を図ります。
3. 異文化にふれ、相互交流を深めながら、次代とむらづくりの担い手となる人づくりを推進します。
4. 「学びと交流のひろば」としての社会教育施設の整備と安全・安心な管理運営を行います。
5. 家庭、学校、地域の連携により、子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備・充実を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツの振興
- (3) 国際交流の推進
- (4) 社会教育・体育施設の整備、充実
- (5) 学校・家庭・地域の協働による教育支援の推進

➤ 村民ができること

- ◆ 様々な生涯学習活動やスポーツ活動に取り組みましょう。
- ◆ 学校と連携して地域一体となった教育を推進しましょう。



3-3

地域文化の醸成

➤ 施策の方針

芸術・文化鑑賞機会の充実とともに、村の自然素材を活かした地域文化を創造する取り組みを推進します。また、村の歴史を理解し、むらづくりに活かすために郷土資料の保全と活用に努めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

(1) 芸術文化の充実

➤ 村民ができること

- ◆ 様々なジャンルの芸術鑑賞をして暮らしを豊かにしましょう。
- ◆ 様々な文化活動を経験しましょう。

3-4

木育の推進

➤ 施策の方針

森の美術館「木夢」が有する体験や博物展示等の機能を最大限に活用し、特色ある「西興部の木育」やモノづくりの担い手育成を積極的に推進します。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 施設管理・運営及び整備
- (2) 魅力あるイベント・企画の実施
- (3) 博物館活動の充実
- (4) モノづくりの推進
- (5) 地域文化の醸成
- (6) 森の美術館「木夢」の木育事業

➤ 村民ができること

- ◆ 遊び場ではなく美術館として訪れて、木工品展示や森の匠展を鑑賞しましょう。
- ◆ まずは体験から。モノづくりを始めてみましょう。
- ◆ 作品展示や演芸発表などの会場として木夢を活用しましょう。
- ◆ 皆さんからいただいた木夢基金は新しい遊具の購入に充てられます。
- ◆ 山や森を散歩したり花を眺めたりすることも立派な木育※、身近な自然を感じてみましょう。
- ◆ 生活に木のものを取り入れてみましょう。自分で作ってみましょう。



用語説明

※木育（もくいく）

子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み。それは、子どものころから木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。



4-1

商工業の振興と新産業の創造

➤ 施策の方針

1. 商工会との連携により商業サービスの維持や消費拡大を進め、各企業の事業継続を図るとともに起業や新分野展開への支援を進めます。
2. 地域資源を活用した地場産品や産業の創出を推進し、開発や販売の促進に向けたPR活動を推進します。
3. 建設業の体制や人材等の維持に努め、災害時の体制強化を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 地域に密着した商業の振興
- (2) 地場産品の開発と産業の創出
- (3) 建設業との連携推進

➤ 村民ができること

- ◆ 地元の商店で買い物をしましょう。
- ◆ 地元の商店は、高齢者等に配慮したサービスを提供しましょう。
- ◆ 企業は地元雇用を推進しましょう。
- ◆ 地場産品の開発・販売に協力しましょう。

4-2

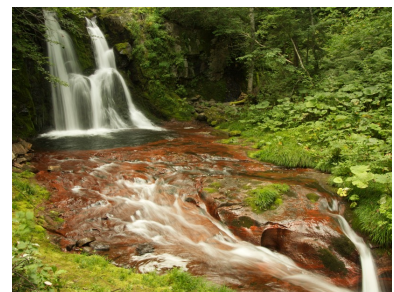
観光・交流の推進

➤ 施策の方針

1. 村民との協働で、今後の村の観光振興方策等をまとめます。
2. 今後の観光振興方策により、観光振興の充実を図り観光・交流人口※の拡大を目指します。
3. 子どもや家族が自然を活かした憩いの場として楽しめる森林公園を改修整備します。
4. ニーズに応じたSNSなど多様な宣伝媒体を利用した効果的な観光情報を発信します。
5. 建物の色彩統一を進め、魅力ある美しい街並み形成を図ります。

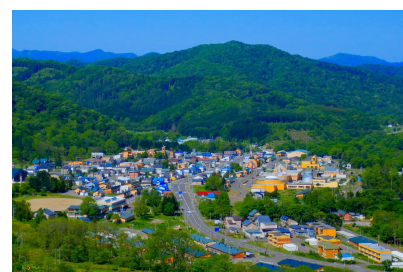
➤ 村民ができること

- ◆ 村民自ら地域の魅力を再発見し、観光資源の創出に協力しましょう。
- ◆ 来訪者に対して、おもてなしの心で接しましょう。
- ◆ 住民自ら地域の魅力を発信しましょう。
- ◆ 交流イベントなどに積極的に参加しましょう。



➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 観光・交流資源の充実
- (2) 観光・交流情報の発信
- (3) 更なる「オレンジ化」の推進





この分野別目標に関連するSDGsのゴール

4-3

移住・定住の促進と人材の確保

➤ 施策の方針

1. 移住・定住を促進するとともに、移住のきっかけをつくる交流人口・関係人口の拡大を推進します。
2. 外国人材の活用も視野に入れた、各産業の担い手の確保・育成を推進します。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 関係人口・交流人口拡大への取り組み
- (2) 農業後継者・担い手の育成（再掲）
- (3) 高齢者の介護（生活）を支える人材の確保と育成（再掲）
- (4) 地域産業を支える人材の確保（再掲）
- (5) 外部人材の活用
- (6) 定住促進対策の充実



用語説明

※交流人口

その地域に訪れる人々のことをいいます。訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わないのが一般的な定義となっています。



この分野別目標に関連するSDGsのゴール

5-1

農業の振興

➤ 施策の方針

1. 担い手の確保や労働力の軽減など農業経営の安定化を進めます。
2. 農業生産基盤整備等を推進し、生産性の向上を図ります。
3. エゾシカなど野生鳥獣からの農作物の被害防止を進めます。
4. 乳製品の消費拡大を進めます。
5. 家畜ふん尿を原料としたバイオガスパラント処理を推進し、有効活用を進め、自然環境と調和した酪農経営を推進します。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 農業経営の安定化と担い手及び労働力の確保
- (2) 農業基盤整備と適切な維持管理
- (3) 野生鳥獣の被害防止対策の推進
- (4) 乳製品の開発及び消費拡大
- (5) 環境保全対策とバイオマス資源の有効活用

➤ 村民ができること

- ◆ 家畜糞尿全量の適正な農地還元に協力しましょう。
- ◆ 農地の適正管理、安全安心な牛乳の出荷をしましょう。

5-2

林業の振興

➤ 施策の方針

1. 森林の持つ公益的機能をさらに高め、持続可能な循環型社会を目指します。
2. 間伐・搬出などの作業の効率化や生産性を高めるため、林業生産基盤の整備を推進します。
3. 林業関係事業者における担い手確保と育成及び事業継続を推進します。
4. 森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進します。
5. 木質バイオマス利活用に向けた取り組みを進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 林業の振興、一般民有林造林・保育事業の推進
- (2) 林業振興を支えるための基盤整備
- (3) 林業関係事業者の担い手の確保及び事業継続の推進

➤ 村民ができること

- ◆ 林業事業者は効率的な施業に取り組みましょう。
- ◆ 林業事業者は就労環境の改善を図り担い手の確保に努めましょう。
- ◆ 森林所有者は適正な森林整備に努めましょう。
- ◆ 森林を守り、木材を活用するよう心がけましょう。





6-1

自然環境の保全

➤ 施策の方針

1. 森林の有する多面的機能の持続的発揮に努めます。
2. 住民の環境保全意識を啓発し、猟区の活動を通して狩猟・環境知識を普及します。
3. 再生可能エネルギーの調査・研究を進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 森林の保護と持続的な利用
- (2) 環境保全意識の啓発
- (3) 再生可能エネルギーの調査・研究

➤ 村民ができること

- ◆ COOL CHOICE ※ に賛同しましょう！
- ◆ エコドライブを推進しましょう！
- ◆ 自然に親しみ、自然の恵みを味わいましょう！

用語説明

※COOL CHOICE (クールチョイス)



未来のために、いま選ぼう。

政府が進める地球温暖化対策の国民運動で、村も推進しているものです。日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すのが「COOL CHOICE (クールチョイス)」です。

6-2

秩序ある土地利用

➤ 施策の方針

乱開発を防止し、適切な土地利用を維持するとともに、環境との調和、生活環境の快適性向上に配慮した市街地の効果的な土地利用を推進します。また、地籍データの適切な管理と有効利用を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 秩序ある土地利用の推進

➤ 村民ができること

- ◆ 各個人が所有する空き地は、それぞれが良好な状態に維持しましょう。
- ◆ 土地の登記を適切に行い、未相続地を発生させないようにしましょう。



▲ 西興部市街



▲ 上興部市街



6-3

美しい景観づくり

➤ 施策の方針

1. 住民参加の美しい景観形成と、訪れる人の印象に残る景観づくりを推進します。
2. 花づくり活動の輪を広げ、花いっぱいのおいのあるむらづくりを推進します。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 美しい景観形成の推進
- (2) 花いっぱいのむらづくり

➤ 村民ができること

- ◆ 「我が村は美しく事業」に参加しましょう。
- ◆ 建物の色彩統一に協力しましょう。
- ◆ 利用見込みのない空き家や景観を阻害する廃屋は除却するよう努めましょう。
- ◆ 家や事業所の周辺を花で飾りましょう。
- ◆ イベント、講習会へ参加して、草花について興味を持ち、知識を深めましょう。



6-4

環境衛生の推進

➤ 施策の方針

1. ごみの効率的収集を進めます。また、ごみの発生抑制、減量化や資源化を進めます。
2. 適切なし尿処理対策を推進します。
3. 心安らぐ墓地の整備と維持を進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 廃棄物の処理・減量化対策
- (2) し尿処理対策
- (3) 墓地の環境整備

➤ 村民ができること

- ◆ 決められたごみの排出・分別方法でごみを出しましょう。
- ◆ 墓参りの際は供物を持ち帰りましょう。



このように×印を付けられた時は分別し直して再度出しましょう！



プラスチック製容器包装類にペットボトルを入れてはいけません！ペットボトルは「缶・ペットボトル・ビン類」で出しましょう！

7-1

協働のむらづくりの推進

➤ 施策の方針

1. 住民の自主的・主体的な活動や異業種交流などに対する支援を進めます。
2. 地域コミュニティ機能の維持と交流の促進を図ります。
3. 一人でも多くの住民がむらづくりに参加できる機会の創出を進めます。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 住民の自主的な活動への支援
- (2) 地域コミュニティの形成
- (3) むらづくりへの住民参画機会の創出

➤ 村民ができること

- ◆ 自分たちが住んでいる地域の課題に対して、主体的・積極的に取り組み、その解決に努めましょう。
- ◆ 村政に関心を持ち、むらづくりに参画しましょう。



▲ 地域づくり懇談会

7-2

行財政運営の効率化

➤ 施策の方針

住民等との協力やICT活用、広域連携による行政サービスの効率化を図るとともに、行財政の効率化を推進と健全財政維持を進めます。また、行政職員の資質向上を図ります。

➤ 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 公共施設の適切な管理
- (2) 効率的な事務処理の実施
(ICTの活用)
- (3) 行政間の広域連携の推進
- (4) 財務管理の充実・財政の健全化
- (5) 職員の資質向上

➤ 村民ができること

- ◆ 村の財政事情や議会活動など、行政情報に関心を持つようにしましょう。
- ◆ 受益者負担の原則を理解し、税金や各種料金を期限までに納付しましょう。
- ◆ マイナンバーカードを作りましょう。



▲ 西興部村役場



第5期西興部村総合計画 ダイジェスト版

令和4年3月発行 西興部村

〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地

TEL 0158-87-2111 FAX 0158-87-2777

HP <https://www.vill.nishiokoppe.lg.jp/>